

**資料提供**  
令和6年10月25日  
課名:産業廃棄物対策課  
担当:波谷<sup>はだに</sup>  
内線:2962  
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

**1 概要**

産業廃棄物処理業者である有限会社清勝園に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

**2 被処分者及び行政処分の内容**

事業者 （住所）	有限会社 <sup>せいしょうえん</sup> 清勝園 代表取締役 <sup>はでしげ</sup> 羽出重 <sup>かつたろう</sup> 勝太郎 （広島県三原市本郷町上北方772番地の2）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03406179507号 許可年月日：令和元年9月17日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和6年10月25日
処分理由	同社及び同社の役員は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）違反により、罰金刑が確定（令和5年6月1日付け広島地方裁判所尾道支部）し、その刑の執行を終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして、法第14条第5項第2号イ及び同号ニで規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。